

ユーグレナ[∞]

いきる、たのしむ、サステナブル。

株式会社ユーグレナ

証券コード：2931

臨時株主総会招集ご通知

日時

2021年8月26日（木曜日）
午前9時30分（ログイン開始時刻：午前9時）

決議事項

第1号議案

定款一部変更（事業年度の末日の変更）の件

第2号議案

定款一部変更（商号及び目的の変更）の件

第3号議案

定款一部変更（発行可能株式総数の変更）の件

第4号議案

定款一部変更（補欠監査等委員及び取締役会議長）の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第6号議案

会計監査人選任の件

本臨時株主総会の株主総会運営について

産業競争力強化法において、会社法の特例として「場所の定めのない株主総会」に関する制度が創設され、上場会社において、「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」の開催が可能となりました。当社は本制度を活用し、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、本臨時株主総会を「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」の方式にて実施いたします。

当日ご出席の方法に関しては別紙「株式会社ユーグレナ臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照ください。

なお、本株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



書面 議決権行使期限

2021年8月25日（水曜日）午後6時到着分まで



インターネット 議決権行使期限

2021年8月25日（水曜日）午後6時入力分まで

株主各位

証券コード 2931
2021年8月11日

東京都港区芝五丁目29番11号

株式会社ユーグレナ
代表取締役社長 **出雲 充**

場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の 開催について

本総会はインターネット上でのみ開催するバーチャルオンリー株主総会の方式を採用しております。
株主さまに実際にご来場いただく会場はございませんので、あらかじめご了承ください。

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会におきましては、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第3条第1項に基づき、インターネット上でのみ開催する「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」の方式を採用しております。当日ご出席を希望される株主さまは、別紙「株式会社ユーグレナ 臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、株主総会にご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使のご案内」（5頁及び6頁）に従いまして、2021年8月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。また、議決権の行使をご希望の株主さまのうち、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、書面により事前に議決権を行使くださいますよう、何卒お願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2021年8月26日（木曜日）午前9時30分（ログイン開始時刻：午前9時）

但し、通信障害等の影響により本総会を当初予定されていた2021年8月26日（木曜日）午前9時30分に開催することができなかつた場合には、本総会は2021年8月27日（金曜日）午前9時30分に延期するものとします。

2 開催方法 本総会はインターネット上でのみ開催するバーチャルオンリー株主総会の方式を採用しております。株主さまに実際にご来場いただく会場はございません。本総会に出席するためのウェブサイトのアドレスは以下のとおりとなります。

<https://web.lumiagm.com/>

※お手数ながら、別紙「株式会社ユーグレナ 臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、システムにログインくださいますようお願い申し上げます。

3 目的事項 **決議事項**

第1号議案	定款一部変更（事業年度の末日の変更）の件
第2号議案	定款一部変更（商号及び目的の変更）の件
第3号議案	定款一部変更（発行可能株式総数の変更）の件
第4号議案	定款一部変更（補欠監査等委員及び取締役会議長）の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第6号議案	会計監査人選任の件

以 上

- 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.euglena.jp/>）に掲載させていただきます。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2021年8月27日（金曜日）午前9時30分より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社IRサイト（<https://www.euglena.jp/ir/meeting/>）でお知らせしますので、別紙「株式会社ユーグレナ 臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、改めて本総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会方式での株主総会運営について

このたび、当社として初めての試みとなる「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」を開催いたします。できる限り多くの株主さまに物理的な距離や時間的な制限なく当社株主総会にご出席いただきたく、また、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、さらには、本総会は暑さ厳しき折の開催であることも考えあわせ、本方式での開催を決定いたしました。株主の皆さまにおかれましては、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくか、開催日当日に当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会では、ライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問等が可能です。通常のライブ視聴とは異なり、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます（以下、「バーチャル出席」といいます）。ログイン方法等の詳細につきましては、別紙「株式会社ユーグレナ 臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照ください。

議決権行使について

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上で議決権を行使いただけます。なお、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主さまがバーチャルオンリー株主総会に出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効とします。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱います。事前に議決権行使をせず、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱います。

ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます（受付は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行います）。

ご質問につきましては、質問時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、おひとりにつき1問まで、文字数は250文字以内にまとめてお送りいただくことといたします。いただいたご質問のすべてに回答できない場合がありますのでご了承ください。また、いただいたご質問は、本総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたします。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたしますので、予めご了承ください。

なお、同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主さまとの通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

また、本総会の目的事項に関して、事前にご質問いただくことが可能です。株主さまのご関心が高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。

事前質問の方法につきましては、別紙「株式会社ユーグレナ 臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照ください。

株主さまから本総会当日に寄せられたご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイトにて公開させていただく予定です。

インターネットを使用することに支障のある株主さまの利益の確保に配慮することの方針について

議決権の行使をご希望の株主さまのうち、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、書面により事前に議決権を行使くださいますよう、何卒お願い申し上げます。

また、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、電話会議システム専用番号（フリーダイヤル）へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。**電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。**なお、電話会議システムを通じては、議事進行を音声で聴くことができるのみであり、議決権を行使することはできませんので、議決権の行使をご希望の株主さまにおかれましては、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

それでもなお、開催日当日にバーチャルオンリー株主総会へのご出席を希望され、かつ、バーチャルオンリー株主総会の議事における情報の送受信をするためにインターネットを使用することに支障のある株主さまに対しては、必要となる機器について貸出しをするための「視聴室」を当社に設けます。**「視聴室」のご利用には事前申込が必要となります。**また、ご利用可能な株主さまを最大5名に制限させていただくこと、申込者多数の場合は抽選となりますことを、予めご了承ください。

【電話会議システム 又は 「視聴室」 ご利用のお申込方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時～午後5時）にご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「電話会議システム利用希望」又は「視聴室利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主さま、又は「視聴室」をご利用いただける株主さまには、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「ご希望内容（「電話会議システム利用希望」又は「視聴室利用希望」）」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただきます。予めご了承ください。

- ・受付期間 2021年8月12日（木曜日）正午から2021年8月19日（木曜日）午後6時まで
- ・FAX番号 03-5442-4907
- ・ご連絡日 2021年8月20日（金曜日）午前10時から午後5時までに電話にてご連絡いたします

代理出席の取扱いについて

代理人によるバーチャル出席を希望される株主さまは、法令及び定款等の定めに従い、議決権を有する他の株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。

手続きの詳細につきましては、裏表紙「代理出席の手続きについて」をご参照ください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限：2021年8月25日（水曜日）午後6時入力分まで

インターネットによる議決権行使のご案内については**次頁**をご参照ください。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2021年8月25日（水曜日）午後6時到着分まで



バーチャルオンリー株主総会に出席して議決権を行使される場合

別紙「株式会社ユーグレナ 臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

開催日時：2021年8月26日（木曜日）午前9時30分（ログイン開始時刻 午前9時）

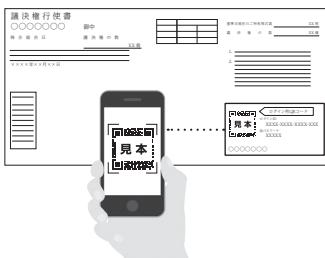
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更(事業年度の末日の変更) の件

1. 提案の理由

キューサイ株式会社(以下、「キューサイ」といいます)の連結子会社化に伴い、当社とキューサイの事業年度を一致させ連結決算業務の効率化を図ること、及び、当社グループの今後の海外展開の可能性を見据えて、グローバルスタンダードである12月決算に揃えることを目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款第11条(基準日)、第42条(事業年度)、第43条(期末配当金)及び第44条(中間配当金)に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の末日の変更に伴い、第17期は、2020年10月1日から2021年12月31日までの15カ月決算となりますので、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第11条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. (記載省略) (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年9月30日までとする。	2. (記載省略) (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
(期末配当金) 第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。	(期末配当金) 第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。
(中間配当金) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。	(中間配当金) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。
附則 1.～2. (記載省略)	附則 第1条 (記載省略) 2. (記載省略) (事業年度に関する経過措置)
(新設)	第2条 第42条の規定にかかわらず、第17期事業年度は、2020年10月1日から2021年12月31日までとする。
(新設)	(配当金に関する経過措置) 第3条 第43条及び第44条は、第17期事業年度については、変更後の定款を適用する。
(新設)	第4条 前2条及び本条は、第17期事業年度終了後をもって削除する。

第2号議案

定款一部変更(商号及び目的の変更) の件

1. 提案の理由

固有名詞の一般的な表記ルールを踏まえて頭文字を大文字とした「Euglena Co., Ltd.」とするため、現行定款第1条(商号)に定める商号の英文表記の変更を行うものであります。

また、当社は今後、顧客の健康、従業員の働き方、環境や社会など、経営や事業のあらゆる面をサステナビリティの観点から改善、強化を進めていく方針であり、当社のあらゆる事業がSDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)をはじめとする持続可能な社会の実現を目指していくことを明確化し、これを宣言するため、現行定款第2条(目的)の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社ユーグレナと称し、英文では <u>euglena Co.,Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社ユーグレナと称し、英文では <u>Euglena Co.,Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、 <u>持続可能な社会の実現を目指して、</u> <u>次の事業及びこれに付帯する一切の事業を営む</u> <u>ことを目的とする。</u>
<u>(1) ユーグレナ等の微細藻類の研究開発、生産及び販売</u>	<u>(1) あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つことに資する事業</u>
<u>(2) ユーグレナ等の微細藻類の食品加工、輸出入及び流通</u>	<u>(2) 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進することに資する事業</u>
<u>(3) ユーグレナ等の微細藻類の研究開発の受託</u>	<u>(3) あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進することに資する事業</u>
<u>(4) 健康食品の製造、販売、輸出入、流通及びコンサルティング</u>	<u>(4) すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することに資する事業</u>
<u>(5) 酒類、清涼飲料水の製造、販売及び輸出入</u>	<u>(5) ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ることに資する事業</u>
<u>(6) 化粧品、医薬品、医薬部外品、化成品の研究開発、製造、販売及び輸出入</u>	<u>(6) すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保することに資する事業</u>
<u>(7) 飲食店の経営、企画及びコンサルティング</u>	<u>(7) すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保することに資する事業</u>
<u>(8) 飼料の研究開発、製造、販売及び輸出入</u>	
<u>(9) バイオ燃料の研究開発、生産、抽出、精製、販売及び輸出入</u>	
<u>(10) 書籍、雑誌、CD、DVD等の企画、製作及び販売</u>	
<u>(11) キャラクター商品の企画、製作及び販売</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(12) 温室効果ガス・有害ガスの微生物による固定化技術の確立、同技術を利用した温室効果ガス・有害ガス固定事業、技術指導及びコンサルティング</p> <p>(13) 食料品及び食料品原料の製造、販売及び輸出入</p> <p>(14) 肥料の研究開発、製造、販売及び輸出入</p> <p>(15) 農水産物及び畜産物の生産、養殖、加工、販売及び輸出入</p> <p>(16) 航空運送事業及び航空機使用事業</p> <p>(17) 自動車運送事業</p> <p>(18) 観光事業及び旅行業</p> <p>(19) ベンチャー企業に対する投資事業</p> <p>(20) エステティック事業</p> <p>(21) 前各号に附帯する一切の業務。</p>	<p>(8) すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進することに資する事業</p> <p>(9) 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図ることに資する事業</p> <p>(10) 国内及び国家間の格差を是正することに資する事業</p> <p>(11) 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にすることに資する事業</p> <p>(12) 持続可能な消費と生産のパターンを確保することに資する事業</p> <p>(13) 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取ることに資する事業</p> <p>(14) 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用することに資する事業</p> <p>(15) 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図ることに資する事業</p> <p>(16) 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築することに資する事業</p> <p>(17) 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化することに資する事業</p>

第3号議案**定款一部変更（発行可能株式総数の変更）の件**

1. 提案の理由

当社の将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策を可能にするため、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を1億5千万株から2億1千万株に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>210,000,000株</u> とする。

第4号議案

定款一部変更（補欠監査等委員及び取締役会議長）の件

1. 提案の理由

法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて株主総会において予め補欠の監査等委員である取締役を選任できることを明確化するため、現行定款第20条（取締役の選任）を変更するものです。

また、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、その他の取締役が招集権者及び議長となることを可能とするため、現行定款第24条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2～3 （記載省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>2. 法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>3～4 （記載省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2. 前号に定める議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更（事業年度の末日の変更）」の件が承認可決されますと第17期事業年度が15カ月となり、定款一部変更の効力発生に伴って取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期が満了することとなりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案が承認可決された場合、各取締役の任期は、2022年3月に開催を予定しております定時株主総会終結の時までとなります。なお、本議案につきましては、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当と判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	 いずも みつる 出雲 充 (1980年1月17日生)	2002年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2005年8月 当社 代表取締役社長（現任）	12,262,428株

再任

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の創業者として、企業理念を創設しこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	 ながた あきひこ 永田 暁彦 (1982年12月6日生)	2007年4月 株式会社インスパイア入社 2008年12月 当社 取締役 2010年10月 当社 取締役事業戦略部長 2011年1月 当社 取締役経営戦略部長 2015年1月 株式会社ユージュレナインベストメント（現：リアルテックホールディングス株式会社） 代表取締役社長 2016年10月 当社 取締役財務・経営戦略担当 2017年12月 株式会社インティメート・マージャー 社外取締役（現任） 2018年10月 当社 取締役副社長（現任） 2020年5月 リアルテックホールディングス株式会社 代表取締役（現任）	168,928株

再任

取締役候補者とした理由

同氏は、経営戦略及び管理部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしております。その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	 <p>おかじま えつこ 岡島 悦子 (1966年5月16日生)</p>	1989年 4月 三菱商事株式会社入社 2001年 1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 2002年 3月 株式会社グロービス・マネジメント・バンク入社 2005年 7月 株式会社グロービス・マネジメント・バンク 代表取締役社長 2007年 6月 株式会社プロノバ 代表取締役社長 (現任) 2014年 6月 アステラス製薬株式会社 社外取締役 2014年 6月 株式会社丸井グループ 社外取締役 (現任) 2015年11月 ランサーズ株式会社 社外取締役 (現任) 2015年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 (現任) 2016年 3月 株式会社リンクアンドモチベーション 社外取締役 2018年 7月 株式会社ヤプリ 社外取締役 (現任) 2018年12月 当社 社外取締役 2019年 2月 株式会社マネーフォワード 社外取締役 (現任) 2020年12月 当社 取締役 CHRO (現任)	21,646株
再任	<p>取締役候補者とした理由 同氏は、会社経営に加え、経営層人材やリーダー人材開発に関する豊富な経験・知見を有しております。同氏の経験と知見を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	 <p>ことさか まさひろ 琴坂 将広 (1982年1月14日生)</p>	2004年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 2013年 4月 立命館大学経営学部 准教授 2015年 4月 株式会社アピリッツ 社外取締役 (現任) 2016年 3月 株式会社ユーザベース 社外監査役 2016年 4月 慶應義塾大学総合政策学部 准教授 (現任) 2017年 6月 ラクسل株式会社 社外監査役 2018年12月 当社 社外取締役 (現任) 2019年 3月 株式会社ユーザベース 社外取締役 監査等委員 (現任) 2019年10月 ラクセル株式会社 社外取締役 監査等委員 (現任)	29,568株
再任	<p>社外取締役候補者とした理由 同氏は、経営学の専門家としての専門知識と企業経営における経験を有しております。同氏の経験と知見を当社グループの経営に活かすとともに、当社グループの経営全般の監督を期待しております。同氏を選任することが当社グループの経営監督機能を強化するものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者岡島悦子氏の戸籍上の氏名は、巴野悦子です。
 2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 3. 琴坂将広氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 琴坂将広氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年8カ月となります。
 5. 当社は、琴坂将広氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、琴坂将広氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、当該被保険者による故意の不正行為又は詐欺行為に基づき発生した損害等については、当該保険により填補されません。当社取締役は、当該保険契約の被保険者であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。すべての候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を各候補者の任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

第6号議案

会計監査人選任の件

第1号議案「定款一部変更（事業年度の末日の変更）」の件が承認可決されますと第17期事業年度が15カ月となり、定款一部変更の効力発生に伴って会計監査人の任期が満了することとなりますので、引き続き有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案が承認可決された場合、会計監査人の任期は2022年3月に開催を予定しております定時株主総会終結の時までとなります。

なお、監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、独立性及び必要な専門性を有すること、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、監査実績等を総合的に評価した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事務所所在地	主たる事務所	東京都千代田区丸の内3-2-3丸の内二重橋ビルディング
職 員 数	6,810名（2021年2月末日現在） 社員（公認会計士）：488名 特定社員：52名 職員 公認会計士：2,721名 公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）1,021名 その他専門職：2,372名 事務職：156名	
沿 革	1968年5月	等松・青木監査法人設立
	1975年5月	トウシュ ロス インターナショナル (TRI)（現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (DTTL)）へ加盟
	1990年2月	名称を「監査法人トーマツ」に変更
	2009年7月	有限責任監査法人へ移行し、法人名称を「有限責任監査法人トーマツ」に変更

以上

本総会の運営について

本総会はインターネット上でのみ開催するバーチャルオンリー株主総会の方式を採用しております。株主さまに実際にご来場いただく会場はございません。

株主の皆さまにおかれましては、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくか、開催日当日に当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にバーチャル出席いただきますようお願い申し上げます。バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。詳しくは別紙「株式会社ユーグレナ 臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照ください。

代理出席の手続きについて

代理人によるバーチャル出席を希望される株主さまは、法令及び定款等の定めに従い、議決権を有する他の株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。代理人によりバーチャル出席する場合、株主総会に先立って、当社に「代理権を行使することを証明する書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の書類を当社にご送付ください。

なお、委任状の様式は、バーチャルオンリー株主総会に出席するためのウェブサイト (<https://web.lumiagm.com/>) に掲載しております。様式の取得にはログインが必要です。詳しくは別紙「株式会社ユーグレナ 臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照ください。

(必要書類)

- ・委任状 ※委任する株主さま（委任者）の押印（認印）をお願いいたします
- ・委任する株主さま（委任者）の議決権行使書用紙のコピー
※当該コピーに加えて、もし委任された株主さま（受任者）が議決権行使書用紙をお持ちの場合は、そのコピーも併せてご送付ください

(送付先)

- ・電子メールの場合：sukai2021@euglena.jp
- ・郵送の場合：〒108-0014 東京都港区芝五丁目29番11号 G-BASE田町
株式会社ユーグレナ 管理部 臨時株主総会運営事務局 宛

(提出期限)

2021年8月20日（金曜日）午後6時 必着

(ご注意)

- ・提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人によるバーチャル出席は認められません。
- ・ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

株式会社ユーグレナ



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。